

2. 「第二次検定のみ」の受検対象者の提出書類および受検資格

(1) 受検対象者

以下の受検対象区分①～④のいずれかに該当する者が「第二次検定のみ」を受検できます。

受検対象区分① 「第一次検定・第二次検定」を受検したことがあり、第一次検定のみ合格している者

再受検申込者となりますので、インターネットからのみの申込みとなります。書面での申込みはできません。

下記「(2) 再受検申込について」をご確認ください。

受検対象区分② 「第一次検定のみ」を受検して合格し、所定の実務経験(7～8ページ)を満たした者

受検対象区分③ 技術士試験の合格者で、所定の実務経験(7～8ページ)を満たした者

技術士について

技術士法による第二次試験(平成15年文部科学省令第36号による技術士法施行規則の一部改正前の第二次試験合格者を含む)のうち以下の技術部門に合格した者

- ・電気電子部門
- ・総合技術監理部門(選択科目が電気電子部門に係るものに限る)

受検対象区分④ 「学科試験のみ」を受検して合格し、所定の実務経験(7～8ページ)を満たした者

当該合格年度の初日から起算して12年以内に連続して2回の「第二次検定」を第一次検定免除で受検することができます。(第一次検定が免除されるのは、合格した学科試験と同じ受検種目に限ります)

(2) 再受検申込みについて

過去に第二次検定(令和2年度まで実地試験)の受検実績(欠席含む)がある方※は、インターネットからのみの申込みとなります。書面での申込みはできません。

詳細は当センターホームページをご確認ください。

※直近の受検実績が令和2年度までの実地試験受検者は令和3年度以降に「第一次検定のみ」を合格した者に限り「第二次検定のみ」の再受検者となります。

(3) 提出書類(受検対象区分②、③、④の者)

受検対象区分によって提出する書類が異なります。受検対象区分に応じた書類を提出してください。

受検対象区分②

新規受検申込者の提出書類です。

- ・ **A票**(19～21ページ参照)
- ・ **C票**(23～24ページ参照)
- ・ **D票**(22ページ参照)
- ・ 住民票(15ページ参照)
- ・ 証明用写真(15ページ参照)
- ・ 振替払込受付証明書(15ページ参照)
- ・ 2級電気通信工事施工管理技術検定第一次検定に合格したことを証する書類の写し(16ページ参照)
- ・ 卒業証明書(16ページ参照)
(実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です)
- ・ 電気通信主任技術者資格者証の写し(16ページ参照)
(「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者」で受検申込みの方のみ必要です)

受検対象区分③

新規受検申込者の提出書類です。

- ・ **A票**(19～21ページ参照)
- ・ **C票**(23～24ページ参照)
- ・ **D票**(22ページ参照)
- ・ 住民票(15ページ参照)
- ・ 証明用写真(15ページ参照)
- ・ 振替払込受付証明書(15ページ参照)
- ・ 技術士第二次試験に合格したことを証する書類(16ページ参照)
- ・ 卒業証明書(16ページ参照)
(実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です)
- ・ 電気通信主任技術者資格者証の写し(16ページ参照)
(「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者」で受検申込みの方のみ必要です)

受検対象区分④

新規受検申込者の提出書類です。

- ・ **A票**(19～21ページ参照)
- ・ **C票**(23～24ページ参照)
- ・ **D票**(22ページ参照)
- ・ 住民票(15ページ参照)
- ・ 証明用写真(15ページ参照)
- ・ 振替払込受付証明書(15ページ参照)
- ・ 2級電気通信工事施工管理技術検定の学科試験合格通知書の写し(16ページ参照)
- ・ 卒業証明書(16ページ参照)
(実務経験が8年以上ある方は、卒業証明書の提出は不要です)
- ・ 電気通信主任技術者資格者証の写し(16ページ参照)
(「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者」で受検申込みの方のみ必要です)

(4) 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)および提出書類(受検対象区分②、③、④の者)

- ・受検資格区分(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)のいずれかに該当する者が受検できます。
- ・受検申請書類(A票、C票、D票)及び必要な証明書類等を提出してください。
(申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません)
- ・実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、9～14ページを参照してください。
- ・指定学科・専修学校等の取り扱いについては、37～38ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- ・申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

受検資格区分

区分	学歴と資格	電気通信工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じて必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」*1	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書(16ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です(記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です 	① A票 ・19～21ページ参照 ② C票 ・23～24ページ参照 ・証明用写真を貼付(15ページ参照) ③ D票 ・22ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(15ページ参照) ④ 住民票 ・15ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」*2	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数		
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他(学歴を問わず)	8年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	電気通信事業法による 電気通信主任技術者資格者証 の交付を受けた者	1年以上の実務経験年数 [交付後ではなく通算での実務経験]		<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信主任技術者資格者証の写し ※カードタイプ、賞状タイプどちらでも可 (卒業証明書は必要ありません)	

*1 16ページ参照

*2 16ページ参照